

よくあるご質問(参加者向け)

	Q	A
1	就職祝い金制度とはどのような制度ですか？	フェア開催期間中に、就職祝い金制度に申込をした出展法人のブースを訪問し、その後その出展法人の運営する保育園に入職してから6か月間勤務した求職者(フェアの参加者)に就職祝い金を支給するという制度です。
2	就職祝い金の受給要件は何ですか？	1.TOKYO保育園フェア開催中に訪問したブースの法人に入職する 2.入職日後6か月間上記の法人で勤務する
3	「ブースを訪問した」とは、具体的にどのようにすれば受給要件を満たしたことになりますか？	保育園フェアの会場で配布している「マイカード」を記入の上、ブース訪問時に出展法人の担当者の方に渡すことです。
4	「入職日後6か月間勤務した場合」とは、何日間のことですか？	入職日から起算して183日経過したことを指します。
5	受給要件として、保育士等資格の有無や、勤務時間の規定はありますか？	有資格者、フルタイム勤務の方に限ります。
6	就職祝い金の種類は？	正規職員＝10万円 正規職員以外の雇用＝4万円 (本人支給額)
7	就職祝い金を受け取るためにはどうすればいいですか？	協会の定める様式の申請書をご本人から提出していただきます。申請書を提出しない場合は支給の対象とはならないので、各法人の採用担当者に確認してください。
8	どのように就職祝い金が支給されるのですか？	最終的には、東京都民間保育園協会から受給者本人の金融機関への振込となります。現金書留、その他宅急便、ゆうパックなどを利用した送金は原則行いません。また、ご本人が希望されても、現金による直接の受け渡しには応じられません。
9	就職祝い金を受け取る資格がなくなるのはどのような場合ですか？	6か月未満で退職した場合や、入職して1年以内に申請されなかった場合です。また、申請書の内容に誤り・虚偽があり、受給資格を満たしていないと協会が判断した場合も含まれます。
10	フェアに参加し、訪問していないブースの法人に就職が決まったのですが、6か月間勤務すれば就職祝い金受給の対象となりますか？	訪問していないブースの出展法人に就職されても、就職祝い金の対象とはなりません。あくまで、フェア出展法人の「ブースを訪問すること」が条件のひとつとなります。
11	フェア終了後、ブースを訪問した法人に、8月～1月の6か月間正規職員以外として勤務し、その後4月1日より正規職員として6か月間勤務した場合は、「正規職員以外」で4万円、「正規職員」として10万円のお祝い金をもらえることになりますか？	4万円と10万円の両方を受け取ることはできません。正規職員以外での6か月間の勤務を経てお祝い金4万円を受け取り、最終的に正規職員として採用されて6か月間勤務した場合は、正規職員のお祝い金支給額10万円との差額6万円を支給させていただきます。
12	複数法人に通算で6か月勤務した場合、就職祝い金の対象となりますか？	複数法人の勤務期間を合算することはできません。同一法人内の保育園の異動による勤務の場合は、勤務期間を通算することができ、就職祝い金の対象となります。
13	条件を満たせば、何回でも就職祝い金を受け取ることができるのですか？	フェアが開催された当該年度において1人1回までの支給とします。
14	申請書を提出したのですが、なかなか就職祝い金が振り込まれません。	申請書を受理してから、審査に1～2か月お時間をいただく場合があります。ご了承ください。